

生活保護費不適正処理事件
再発防止検討委員会報告書

平成30年3月

田辺市生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 事件の概要・経過	2
2. 元職員の経歴等	3
(1) A元主査	
(2) B元係長	
3. 調査経過	3
(1) ケースワークの概要	
(2) 当初発覚した不適正事務に係る懲戒処分	
(3) 停職処分後における他の不適正な事務処理事案の発覚と再調査の開始	
(4) 全件調査の結果	
(5) 全容解明への徹底調査	
(6) 他の関係機関等への相談・調査	
4. 徹底調査の結果判明した不正行為事案	7
(1) 不正行為事案の種類及び世帯数	
(2) 不正行為事案の代表事例	
(3) 不正行為事案の金額	
5. 不正行為事案が発生した要因とその再発防止策	10
6. 元職員及び関係者の処分等	14
(1) 元職員の処分等	
(2) 特別職の給与減額	
(3) 管理監督者の処分	
7. 徹底調査後の対応	15
(1) 元職員に対する返還請求	
(2) 受給者への返還等	
(3) 国庫負担金の精算	
(4) 再発防止検討委員会の再開	
8. 再発防止策に対する意見等	16
おわりに	17

【別紙資料】

- ① 田辺市生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会設置要綱
- ② 生活保護費支給手続関係根拠条文

はじめに

本市保健福祉部福祉課厚生係に所属し、生活保護事務を担っていた主査級職員A（この事務を担う者を以下「ケースワーカー」といい、Aを以下「A元主査」という。）が、本来、生活保護受給者（以下「受給者」という。）へ支給され、又は市会計へ戻し入れされるべき等の生活保護費を、他の受給者へ貸し出す等の不適正処理を行っていることが判明しました。

このことにつきましては、A元主査を停職1月、A元主査の上司であった当時の保健福祉部長、福祉課長及び福祉課厚生係長（以下「厚生係長」という。）を減給1月（10分の1）の懲戒処分を行いました。A元主査による新たな不適正事務処理が明らかとなったため、A元主査が同係に異動となった平成23年度の前年度である平成22年度から平成26年度までの間において、A元主査を含むケースワーカー全員の事務処理について徹底調査を行うこととしました。

その結果、A元主査による生活保護費の詐取が判明したことから刑事告訴を行うとともに、後に懲戒免職処分としました。また、その調査過程の中で、A元主査だけでなく、その上司であった厚生係長B（前述の減給1月の懲戒処分を受けた者であり、以下「B元係長」という。）においても、本来、市会計へ戻し入れるべき生活保護費を適正に処理せず、また架空の出金処理を行う等して、多額の現金を本市からだまし取っていたことが明らかとなりました。

本市においては、かねてから職員の綱紀の粛正及び服務規律の遵守等については、機会あるごとに周知、注意喚起していた中、今回のような生活に困窮する方々を支援すべき福祉課職員がその立場を利用して、極めて悪質な不正を起こしたことは誠に遺憾であり、生活保護行政のみならず市政に対する信頼を著しく損なったものであります。

このたびの一連の不祥事につきましては、今一度、市民の皆様並びに関係者の皆様に心から深くお詫び申し上げますとともに、市政への信頼を一日でも早く回復できるよう努めてまいります。

この報告書は、庁内に生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会を設置し、徹底調査で把握できた事件の事実関係及びその原因の究明並びに再発防止策その他職員の服務規律の確保のために講ずべき措置の検討について、外部委員（有識者）の意見を踏まえて取りまとめたものです。

1. 事件の概要・経過

平成26年5月に保健福祉部福祉課において、生活保護費に係る不適正な事務処理事案が判明し、調査の結果、合計1,937,703円の不適正処理が確認され、平成27年1月30日に生活保護事務を担っていたA元主査に対し停職1月、管理監督者の保健福祉部長、福祉課長、厚生係長に対しそれぞれ減給1月（10分の1）の懲戒処分を行った。

このA元主査の停職処分に伴い、A元主査が担当していた受給者の事務処理が他の8人のケースワーカーへと引き継がれたが、これによりA元主査に係る新たな不適正な事務処理事案が判明した。市では、先の処分に係る調査が不十分であったことを重く受け止め、平成22年度から平成26年度までの5年間におけるA元主査を含めた全ケースワーカーに対する不適正な事務処理の有無を確認するため、平成27年5月から庁内調査プロジェクトチームを編成して、生活保護費の事務処理に係る全件調査を開始したところ、その過程においてA元主査のほか、厚生係長の職にあったB元係長においても不適正な事務処理を疑わせる問題事案があることが複数確認されるに至った。

これらのことを受け、A元主査については平成28年10月28日に田辺警察署へ告訴状を提出し、これにより同年11月21日に有印私文書変造及び同行使、虚偽公文書作成及び同行使、詐欺の容疑で逮捕されたこともあり、同月30日に懲戒免職処分とするとともに、同年12月22日、管理職を対象とした「市職員としての倫理規範の徹底と所属職員における不正の未然防止について」と題する職員研修を行った。

その後においても、全容解明に向け、受給者・関係者等への聞き取りや証拠書類の確認等の詳細な徹底調査を経て、両名が行った不正行為事案を特定して取りまとめ、平成29年11月22日に「生活保護費の不適正な事務処理に係る調査結果について」を公表し、同日付けで両名による不正・不適正な事務処理が行われた際の上司であった元福祉課長2人（ただし、このうち1人は前述の減給1月の懲戒処分を受けた元福祉課長である。）に対し、合わせて減給5月（10分の1）の懲戒処分を行うとともに、直ちに被害に遭われたお一人おひとりにお詫びを申し上げ、不正・不適正事実の説明、加えて遅延損害金を含む被害額相当の返金を行った。

なお、平成28年7月31日、この時既に死亡退職していたB元係長については、懲戒免職処分に相当する行為があった可能性が高いとして退職金の不支給決定が下され、その後、平成29年11月に遅延利息を含む被害額の全額が親族によって返還された。一方、A元主査については、被害額の全額回収に向け、財産の差押え等の強制執行を行えるよう法的手続を執っているところである。

2. 本件元職員の経歴等

(1) A元主査（女性）：平成28年11月30日懲戒免職

平成2年4月1日、旧龍神村事務職員として採用され、平成23年4月1日から保健福祉部福祉課においてケースワーカーとして勤務していたが、平成27年1月30日、生活保護費の不適正処理事案により1月の懲戒停職処分となった。同年3月1日に復職して龍神行政局住民福祉課へ配属されて勤務していたところ、翌年の平成28年11月21日、生活保護費詐取事件に絡み、有印私文書変造及び同行使、虚偽公文書作成及び同行使、詐欺の容疑で逮捕（平成29年1月26日に懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡され、同年2月10日刑が確定する。）され、これに伴い同月30日、懲戒免職処分とした。

(2) B元係長（男性）：平成27年6月25日死亡退職

昭和62年4月1日、旧田辺市事務職員として採用され、平成19年4月1日には保健福祉部保健福祉総務課（現福祉課）、平成20年4月1日から平成27年3月31日までは同部福祉課において、平成19年4月1日から平成24年3月31日まではケースワーカーとして、同年4月1日から平成27年3月31日までは厚生係長（査察指導員）として勤務した後、同年4月1日に総務部税務課納税推進室へと異動となり、同室徴収係長として勤務していたところ、同年6月25日に死亡（当時46歳）したことにより退職となった。なお、懲戒免職に相当する行為を行った可能性が高いとして平成28年7月31日に退職金の不支給が決定された。

3. 調査経過

(1) ケースワークの概要

田辺市保健福祉部福祉課厚生係では、生活保護に関する事務を行っており、本市における生活保護事務の分担については、市内を約45の区域に分割した上で、1人のケースワーカーがおおむね80～90の受給世帯の担当を受け持つよう区域を割り当てる区域担当制が従来から採用されており、この担当区域の割り当ての見直しは2年に1度行われ、この2年間は、原則として同じケースワーカーが担当することとなっている。

なお、生活保護事務に係る体制は、以下のとおりである。

保健福祉部長（福祉事務所長）

↳ 福祉課長

↳ 厚生係長（査察指導員）

↳ 企画員・主査（ケースワーカー）8～9人

(2) 当初発覚した不適正事務に係る懲戒処分

平成23年4月に福祉課へケースワーカーとして配属されたA元主査が担当していた区域を、平成26年4月から担当することとなった後任ケースワーカー3人が、同年5月に受給者に支

給されるべき生活保護費に関し、元主査が不適正な事務処理を行っていたことを発見して、これを上司に報告したことをきっかけに、保健福祉部福祉課及び総務部総務課において内部調査等を実施した結果、以下のとおり1,937,703円の不適正な事務処理を確認した。

① 受給者Aさんに係る不適正処理

平成24年5月から平成26年2月までの間、国民健康保険税の滞納額や医療費を支払う目的で、毎月支給される生活保護費から30,000円を22回にわたって引き去ったが、医療費61,740円の支払を済ませたものの、国民健康保険税の滞納額92,800円の支払事務を行っていなかった。また、国民健康保険税の滞納額と医療費の支払合計額は、154,540円であったにもかかわらず、誤って505,460円を余分に引き去り続けていたもので、引き去り過ぎた505,460円と支払事務が遅れていた92,800円について、不適正に福祉課の金庫で現金のまま保管し続けていた。

② 受給者Bさんに係る不適正処理

平成24年11月から平成25年11月までの間、国民健康保険税の滞納額等を支払う目的で、毎月支給される生活保護費から20,000円を12回、10,000円を1回引き去ったが、支払事務を怠り、引去金250,000円について、不適正に福祉課の金庫等で現金のまま保管し続けていた。

③ 市へ入金する返還金及び徴収金に係る不適正処理

平成25年度の過誤支給等により保護費を多く受け取った場合の返還金や収入申告の訂正等により生じた徴収金(生活保護法第63条の規定による返還金及び第78条の規定による徴収金をいう。)の事務処理において、平成25年5月から平成26年3月までの間、受給者8人から返還用に預かった493,737円を、速やかに市の出納取扱店へ払い込まなければならないにもかかわらず、払込事務を怠り、不適正に福祉課の金庫で現金のまま保管し続け、平成26年5月23日に市の出納取扱店へ一括して払い込んでいた。平成24年度についても、同様の事務処理を行っていた。

④ 引去金及び返還金等の目的外使用

受給者AさんとBさんの引去金及び生活保護費等の返還用に預かった現金の事務処理を速やかに行わずに、その現金を本来の目的以外である他の受給者27人の生活費等へ595,706円を一時的に貸していたものである。

内部調査の結果を受けて、平成27年1月30日にA元主査に対し停職1月の懲戒処分、管理監督者であった当時の保健福祉部長、福祉課長及び厚生係長に対し減給1月(10分の1)の懲戒処分を行った。

その後、同年2月1日には外部委員参画の「生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会」を組織し、再発防止策の検討を行っていた。

(3) 停職処分後における他の不適正な事務処理事案の発覚と再調査の開始

A元主査の停職処分に伴って、元主査の担当していた受給者の事務処理が他の8人のケースワーカーへと引き継がれたが、平成27年2月23日、当該8人のケースワーカーから、停職処

分の原因となった事案のほかに複数の不適正な事務処理が行われていたとの報告があり、市ではこのことを重く受け止め、元主査が配属される前年度の平成22年度から平成26年度までの5年間における元主査を含めた全ケースワーカーに対する不適正な事務処理の有無を確認するため、平成27年年5月3日から庁内調査プロジェクトチームを編成し、生活保護費の事務処理に係る全件調査を開始した。

(i) 調査体制

調査に当たっては、ケース記録や入出金調書等の膨大な書類を精査する必要があったことから、福祉課及び総務課の職員だけではなく財務や法律に詳しい職員、またケースワーカー経験者4人等の体制により集中的に全件調査を行うこととした。

(ii) 全件調査の基本方針

過去5年間（平成22年度から平成26年度まで）の生活保護費等全ての入出金及び生活保護法に規定される返還金等の納付等を基本の調査対象とし、調査過程において、調査対象範囲を拡大する必要があると認められる場合は、調査対象を拡大する方針を決定した。

(iii) 全件調査の内容

- ① 支出調書及び収入調書の額と整合の取れた受給者別の支給・納付明細を作成した。
- ② 作成した支給・納付明細について、保護決定調書、ケース記録、返還金・徴収金台帳等と突合し、事実関係の整合性や事務処理の適切性を確認した。
- ③ 確認作業の結果、事実関係の整合性や事務処理の適切性について問題を含んでいると判断した事案については、当時の担当ケースワーカーに事実関係等の聞き取りを行った。
- ④ 事実関係の整合性や事務処理の適切性の確認過程において、事件性が高いと判断される事案を発見した場合は、弁護士・警察等に専門的立場からの指導を受けることとした。

(iv) 全件調査件数等

① 調査対象期間	平成22年から平成26年度まで
② 調査対象件数	137,321件
・ 入出金関係調書	11,729件
・ 受給者別支給データ	104,719件
・ 納付データ	20,873件

(4) 全件調査の結果

庁内調査プロジェクトチームによる全件調査の結果、不適正事務を疑わせる問題事案があることが複数確認されたが、その全てがA元主査のほか、平成19年度から平成26年度まで福祉課に在籍していたB元係長が関わるものであることが判明し、その一方で、他の職員において問題となる事務処理は、なかった。

(5) 全容解明への徹底調査

全件調査の結果を受け、問題があると判断した個別事案ごとの証拠となる関係資料の収集、整理を行い、また不正と思われる事案に関係する受給者、機関、関係者等への聞き込み、裏取り調査を推し進めるとともに、警察等関係機関と更なる緊密な連携を図るため、平成28年4月1日、総務課に担当職員を配置して徹底かつ詳細な調査を開始した。

当初は、生活保護費の不適正な事務処理を行っていたA元主査が福祉課に在籍していた期間の1年度前の平成22年度から平成26年度までの5年間に絞って調査を実施していたものであったが、B元係長においても不適正な事務処理を行っていたことが明らかとなったため、B元係長については、B元係長が担当していた平成19年度からの受給者についても詳細な調査を行うこととした。

(i) 精査調査・聞き取り件数等

- ① 調査対象期間 平成19年から平成26年度まで
- ② 調査対象件数 160,353件
 - ・ 入出金関係調書 14,750件 (前回調査数比 3,021件増/B元係長分)
 - ・ 受給者別支給データ 118,367件 (前回調査数比13,648件増/B元係長分)
 - ・ 納付データ 21,190件 (前回調査数比 317件増/A元主査・B元係長分)
 - ・ 介護福祉関連データ 2,126件 (新たに調査したデータ/A元主査・B元係長分)
 - ・ 押収した証拠資料 1,879件 (新たに調査したデータ/A元主査分)
 - ・ 口座取引明細データ 2,041件 (新たに調査したデータ/A元主査分)
- ③ 関係者聞き取り調査数
 - ・ 受給者本人への聞き取り 35人
 - ・ 関係者・関係機関への聞き取り255回 (延べ数。親族、救護施設、引越業者、不動産業者等121人又は関係機関)

(ii) A元主査に対する聞き取り

- ・ 個別事案ごとの聞き取り 25回 (131時間)
- ・ 最終とりまとめ聞き取り 3回 (19時間)

(6) 他の関係機関等への相談・調査

- ① 他自治体 / 視 察：大阪府河内長野市、千葉県松戸市、東京都日野市及び大阪府高槻市
/ 電話調査：1区7市
- ② 県 15回 (保健福祉総務課、監察査察課)
- ③ 田辺警察署 33回 (ただし、事情聴取を含む。)
- ④ 弁護士等 16回
- ⑤ 研修 1回 (一般社団法人日本経営協会主催「地方公務員のための不祥事防止と対策マニュアルの作り方」)

4. 徹底調査の結果判明した不正行為事案

(1) 不正行為事案の種類及び世帯数

種類	説明	行為者	世帯数
① 未納付	受給者が本来市等に支払うべき金額を、合意の下、受給者に代わって支払をするため、生活保護費から差し引いたものを引去金といい、この引去金を支払に充てずにこれを領得したもの等	A元主査	17世帯
		B元係長	14世帯
② 未戻入	受給者の入院又は入所などにより、既に支給していた生活保護費が過支給となった場合、その過支給額を徴収して市会計へ戻入すべきところ、これを徴収しただけで市会計へ戻入せずに領得したもの等	A元主査	60世帯
		B元係長	137世帯
③ 未支給	生活保護法上認められた生活保護費を支給する際に、受給者を欺もうして支給せずにこれを領得したもの等	A元主査	54世帯
④ 不正支出	架空の受給者への出金又は支給すべき額の根拠もない出金によりこれを領得したもの等	A元主査	29世帯
		B元係長	18世帯
※A元主査においては、在籍期間である平成22年度から平成26年度までの全ての年度において、受給者によっては複数の手口を用いて不正行為を行っていた。 ※B元係長においては、ケースワーカー当時（平成19年度から平成23年度まで）には不正支出に分類される行為は一切行われておらず、逆に係長当時（平成24年度から平成26年度まで）には未納付に分類される行為は一切行われておらず、当時の職・立場に応じた手口の不正行為を行っていた。		小計	A元主査 (実 91世帯) 160世帯
			B元係長 (実163世帯) 169世帯
		総計	(実236世帯) 329世帯

(2) 不正行為事案の代表事例

(i) A元主査

種 別	代 表 事 例
① 未納付	民間借家の家賃を滞納していた受給者の滞納家賃の解消及び滞納の未然防止を図るため、当該受給者に代わって、A元主査において直接、家主への支払を行うために、平成24年10月から平成25年3月までの6か月間にわたって生活保護費から、毎月の家賃2万円に1.5万円ないし2万円を加算した額を差し引いたものの、これらを家主に支払うことなく最終的には23万円の全額を領得したもの
② 未戻入	受給者が平成23年12月6日に入院したことで既に支給していた生活保護費が過支給となり、その過支給額44,350円を徴収したもののこれを領得したもの
③ 未支給	受給者の転居に必要であった敷金、礼金、家賃及び仲介手数料相当額の合計217,300円を平成24年7月9日に支給したものの、そのうちの敷金及び礼金が生活保護法上支給できないものと虚偽の説明をして、その後の窓口支給時に合計16万円を徴収し、これを領得したもの
④ 不正支出	受給者から転居の相談を受けて、敷金等として平成23年度に271,600円、平成24年度に271,600円、また家財処分料として262,500円をそれぞれ出金処理して受給者から預かっていたものの、結果として引越しや家財処分を行った事実はなく、そもそも出金できるものではなかった上に、合計805,700円の全額を領得したもの

(ii) B元係長

種 別	代 表 事 例
① 未納付	平成23年2月から平成24年3月までの14か月間、元係長がケースワーカー当時に担当していた13世帯の受給者の生活保護法に基づく返還金・徴収金を納付するために合計1,094,920円の引去りを行ったが、その一切を納付せず領得したと判断せざるを得ないもの。なお、元係長は、当該受給者の返還金・徴収金処理簿に押印し、返還金・徴収金が納付されたように偽造していたもの
② 未戻入	戻入金については、担当ケースワーカーが保護決定調書により返納の決裁を受け、徴収した後、福祉課の金庫に入金することとなっており、その後の実際の戻入事務（戻入調書の作成及び現金の市会計への入金）は厚生係長が所掌事務として行うこととなっていた。平成24年度から平成26年度までの係長当時、戻入事務を行う厚生係長の立場を利用し、金庫内にあった戻入金について、戻入事務を行わず領得したと判断せざるを得ないもの

② 未戻入	受給者に係る介護保険の給付については、当時は、内容によって先に生活保護費として全額を支出し、その後、担当ケースワーカーが生活保護法第63条の規定による返還金の決裁を得て、介護保険制度に基づき支払われた9割分について納付書を使い歳入の事務処理を行うこととなっていた。ケースワーカー当時の平成21年5月25日に介護保険居宅介護（支援）住宅改修費に係る償還払金47,628円を本庁にある市金庫で受領したが、納入されておらず、領得したと判断せざるを得ないもの
④ 不正支出	平成26年4月10日に引越しすることが決まった受給者の敷金等202,064円について、部下の担当ケースワーカーが平成26年度の生活保護費として平成26年4月2日に窓口払いで支給していたが、その一方で、元係長は、平成26年5月7日に、平成25年度の生活保護費として、同受給者の敷金等を支出する名目で、保護決定調書の決裁を得ず、自らが支出負担行為兼支出命令決議書を起案・決裁し、本庁にある市金庫で自ら202,064円を受領するとともに、同日に本人へ支払ったとする受領印を押印した生活保護費支給明細書を添付した精算書兼戻入決議書を自ら起案・決裁し、受領していた202,064円を領得したと判断せざるを得ないもの

(3) 不正行為事案の金額

元職員名	①未納付	②未戻入	③未支給	④不正支出	計
A元主査	744,271円	5,035,980円	5,225,243円	3,803,324円	14,808,818円
B元係長	1,248,185円	6,477,193円	－円	5,026,170円	12,751,548円
合計	1,992,456円	11,513,173円	5,225,243円	8,829,494円	27,560,366円

(i) A元主査

年度	①未納付	②未戻入	③未支給	④不正支出	計	備考
H23	8,520円	1,389,547円	2,142,974円	731,346円	4,272,887円	ケースワーカー
H24	305,000円	1,187,638円	794,056円	2,270,011円	4,556,705円	ケースワーカー
H25	314,451円	1,190,485円	1,101,954円	450,467円	3,057,357円	ケースワーカー
H26	116,300円	1,268,310円	1,186,259円	351,000円	2,921,869円	ケースワーカー
合計	744,271円	5,035,980円	5,225,243円	3,803,324円	14,808,818円	

(ii) B元係長

年 度	①未納付	②未戻入	③未支給	④不正支出	計	備 考
H20	43,265円	26,163円	－円	－円	69,428円	ケースワーカー
H21	110,000円	183,258円	－円	－円	293,258円	ケースワーカー
H22	173,500円	195,300円	－円	－円	368,800円	ケースワーカー
H23	921,420円	788,020円	－円	－円	1,709,440円	ケースワーカー
H24	－円	2,935,579円	－円	886,004円	3,821,583円	厚生係長(査察指導員)
H25	－円	1,691,156円	－円	1,380,300円	3,071,456円	厚生係長(査察指導員)
H26	－円	657,717円	－円	2,759,866円	3,417,583円	厚生係長(査察指導員)
合 計	1,248,185円	6,477,193円	－円	5,026,170円	12,751,548円	

5. 不正行為事案が発生した要因とその再発防止策

A元主査及びB元係長による不正行為は、当然に両名自身における公務員としての規範意識の欠如が根本原因となっていることは言うまでもない。加えて、そういった規範意識を欠いた職員が不正行為を行い得る環境が当時の福祉課にあったことも要因である。

種 類	要 因	再発防止策
① 未 納 付	引去金による納付処理をケースワーカーが単独で行っていたこと。 【生活保護法第37条の2、第78条、第78条の2】	・福祉事務所が受給者に代わって行う納付の対象を厳格化し、生活保護法第37条の2及び第78条に規定されるものに限定し、職員において現金の取扱いを行わず、財務会計システム内部において出入金処理を行うこととした。 【再発防止策第3項】
	生活保護法に基づく返還金・徴収金の決裁時点で、財務会計システムによる調定処理を行っていなかったこと。 【地方自治法施行令第154条 ・田辺市会計規則第16条・第17条】	・返還金・徴収金の決定決裁の時点で、財務会計システムによる調定処理を行い、福祉課だけでなく会計課においても納入状況の確認等ができるようにした。 【再発防止策第8項・第9項】
	履行延期承認を行った返還金・徴収金処理簿の年度別の納付実績と歳入の実績との突合を行っていなかったこと	・履行延期承認を行った場合は、毎月、返還金・徴収金処理簿と歳入の実績との突合を行うこととした。 【再発防止策第9項】

② 未 戻 入	生活保護費の返納に係る保護決定調書の 決裁時点で、財務会計システムの戻入処理 を行っていないかったこと。 【田辺市会計規則第95条】	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護費の返納に係る保護決定調書の決裁後、直ちに財務会計システムによる戻入処理を行わせ、福祉課だけでなく会計課においても納入状況の確認等ができるようにした。返納されたかどうかの確認は、毎月、査察指導員が独立して確認し、返納されていない場合はケースワーカーへ受給者に対する指導を行うように指示することとした。 【再発防止策第8項】
	返納金の戻入手続を厚生係長が単独で行っていたこと。	<ul style="list-style-type: none"> ケースワーカーによる現金の取扱いを禁止し、返納金の納付は受給者自身に行わせることとした。 【再発防止策第4項】 査察指導員を2人体制にし、査察指導員間の内部牽制体制を強化する。 【再発防止策第11項】
③ 未 支 給	生活保護費の窓口支給時にケースワーカーと受給者だけで話をするなどして、支給された生活保護費から容易に徴収することができる環境にあったこと。 【生活保護法第37条の2、第78条、第78条の2】	<ul style="list-style-type: none"> 窓口支給から口座支給への変更を推進した（本年1月における口座支給率99.6%）。 【再発防止策第2項】 やむを得ず窓口支給しなければならない場合は、査察指導員等が現金を取り扱い、ケースワーカーが本人確認を行う2人体制を取ることにした。 【再発防止策第4項】
④ 不正支出	敷金等の支給が、業者への口座支給と窓口支給のどちらの方法も可能であったこと。	<ul style="list-style-type: none"> 敷金等は原則口座支給とし、ケースワーカーが現金を手にする機会を極力無くした。 【再発防止策第4項】
	定例支給・随時支給ともに支出調書の支出根拠書類が福祉課で作成された一覧表のみであったこと。 【生活保護法による保護の実施要領について第7第10項3号、田辺市会計規則第55条～第58条・第64条・第66条・第101条】	<ul style="list-style-type: none"> 随時（追加）支給する際は、支出調書に決裁済みの保護決定調書の写しを添付させることとした。 【再発防止策第5項・第6項・第7項】 ※ 定例支給については、従前のおり、生活保護システムから出力された全受給者分の一覧表を根拠資料とする。
	敷金等の支給を決定する際、見積書等が添付されていない場合でも担当ケースワーカーの申し出だけで保護決定調書の決裁をしていたこと。 【生活保護法による保護の実施要領について第7第10項3号】	<ul style="list-style-type: none"> 敷金等の支給を決定する際、見積書等の根拠資料の添付を徹底させることとした。 【再発防止策第5項・第6項・第7項】

なお、平成27年1月からの再発防止策の詳細は、以下のとおりである。

1. 事務処理の統一

全ケースワーカーにおいて統一的な手順で生活保護業務を遂行できるよう事務処理マニュアル等を整備し、これに従った事務処理を行わなければならない。

※ 生活保護事務については共通の事務手続等に基づき行っていたものの、代理納付に係る記録や書類の保管等に関しては各ケースワーカーが独自に行っていたため、福祉事務所として統一的な手順で生活保護業務を遂行できるよう事務処理マニュアル等を整備したものである。

2. 窓口支給の削減

生活保護費の支給（毎月の定例支給、随時支給（追給分等）が生じた場合を含む。）方法は、原則口座支給とする。ただし、やむを得ず窓口支給する場合（金融機関が口座開設を拒否している場合等）においては、査察指導員等が現金を取り扱い、ケースワーカーが本人確認を行うものとする。

※ 平成27年1月支給時における口座支給件数は587件（79.8%）、同年11月においては699件（94.2%）、平成30年2月支給時に至っては、全ケース783世帯に対し780世帯（99.6%）、窓口支給3世帯（0.4%）となっている。

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、やむを得ず窓口支給する場合において2人体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。

3. 福祉事務所の代理による納付対象の厳格化

受給者から依頼を受け、福祉事務所がその者に代わって行う納付の対象は、生活保護法第37条の2の規定で認められている住宅扶助費、介護保険料、学校給食費、生活福祉資金償還金及び平成26年7月以降に決定された生活保護法第78条に規定される徴収金とする。

【別紙根拠条文：生活保護法第37条の2、第78条、第78条の2】

4. 現金管理の厳格化

職員による現金の取扱いを原則禁止する。ただし、新規開始時の初回支払又はやむを得ない場合における窓口支給については、出納機関から一時的に現金を預かるものとするが、課長及び現金取扱担当者（査察指導員又は医療事務担当職員）が現金の入出確認を行うことができるよう直ちに現金管理票を作成しなければならない。

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、課長及び現金取扱担当者（査察指導員又は医療事務担当職員）が現金の入出確認を行い得る体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。

5. 保護決定時における根拠資料添付の徹底

生活保護費の支給を決定する際には、これを支給するための根拠となる資料を添付し、その支給の必要性及び妥当性、またその金額が合理的かつ必要最小限度のものであるかを審査しなければならない。

【別紙根拠条文：生活保護法による保護の実施要領について第7-第10項-3】

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、上司等が決裁内容の確認を行い得る体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。

6. 支出調書決裁時における根拠資料添付の徹底

支出調書等の決裁に際しては、決裁済みの保護決定調書及び当該支給の根拠となる資料を添付しなければならない。

【別紙根拠条文：田辺市会計規則第55条～第58条・第64条・第101条】

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、上司等が決裁内容の確認を行い得る体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。

7. 精算調書決裁時における根拠資料添付の徹底

精算調書等の決裁に際しては、本人若しくは代理人が署名して押印した受領書又は領収書等の支給したことを証する根拠資料を添付しなければならない。

【別紙根拠条文：田辺市会計規則第66条・第101条】

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、上司等が決裁内容の確認を行い得る体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。

8. 生活保護費の返納に係る事務処理

生活保護費の変更決定により支給した生活保護費の全額又は一部を返納させる場合においては、保護決定調書の決裁後、直ちに財務会計システムによる戻入処理を行わなければならない。

※ 今回の不正処理事案を受けて、福祉課だけでなく会計課においても納入状況の確認等を行い得る体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。 【別紙根拠条文：田辺市会計規則第95条】

9. 返還金及び徴収金の取扱い

生活保護法第63条の規定による返還金及び第78条の規定による徴収金の決定がなされた場合は、直ちに返還金・徴収金処理簿を作成するとともに、財務会計システムによる調定処理を行わなければならない。なお、この場合において、履行延期承認を行った者については、毎月、当該処理簿と歳入の実績との突合を行わなければならない。

【別紙根拠条文：地方自治法施行令第154条／田辺市会計規則第16条・第17条】

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、福祉課だけでなく会計課においても納入状況の確認等を行い得る体制を取ることによって内部牽制の強化を図ったものである。

10. 福祉事務所の代理による納付額の確認通知

再発防止第3項に規定する福祉事務所が受給者に代わって納付を行った場合には、毎年度、当該会計年度における納付額を整理して、その納付額その他必要事項を記載した通知書を受給者本人に通知しなければならない。

※ 今回の不正事務処理事案を受けて、受給者の申し出た納付額を本人が確認し得る体制を取ることによって不正行為の抑止を図ったものである。

【別紙根拠条文：生活保護法第37条の2、第78条、第78条の2】

11. 体制強化（査察指導業務の強化）

査察指導員を2人体制とする。

※ 査察指導業務（保護決定調書、ケース記録表等の点検・確認、業務の進行管理、ケースワーカーへの指導）の強化、査察指導員間の内部牽制体制の構築、現金管理の厳格化を図ったものである。

※ 平成27年12月1日付けで査察指導業務を行う者（係長級以上職員）として厚生係職員を増員し、査察指導員を2人とした。

6. 元職員及び関係者の処分等

(1) 元職員の処分等

(元) 職員名	A元主査		B元係長
処分日・内容	平成27年1月30日 停職1月	平成28年11月30日 懲戒免職	平成28年7月31日 退職金不支給
内容及び金額	不適正処理 1,937,703円	有印私文書変造及び同行使、虚偽公文書作成及び同行使、詐欺容疑	懲戒免職に相当する行為
今回確定した不正行為額	—	不正行為額14,808,818円 (H23～H26) ただし、懲戒免職の原因となった被害額100,000円を含む。	不正行為額12,751,548円 (H20～H26)

(2) 特別職の給与減額

返納理由	—	【平成28年12月議会】 懲戒免職処分を行った本市職員の不正事案に関して、市政への混乱を招いたため	【平成29年12月議会】 退職金不支給となった本市元職員の不正事案に関して、市政への混乱を招いたため
市長	—	減給3月（10分の2）	減給3月（10分の2）
副市長	—	減給3月（10分の1）	減給3月（10分の1）

(3) 管理監督者の処分

処分理由	適切な指導・監督に欠けるところがあったことに加え、事件が判明した後の対応に不備があったため	不正行為を行い得る要因を与え、また、当然なすべき注意義務を怠ったため	
処分日	平成27年1月30日	平成29年11月22日	
保健福祉部長	減給1月（10分の1）	—	—
福祉課長	減給1月（10分の1）	元福祉課長（H24～H26） ：減給1.5月（10分の1）	元福祉課長（H24～H26） ：減給2.5月（10分の1）
		元福祉課長（H22～H23） ：減給0.5月（10分の1）	元福祉課長（H22～H23） ：減給0.5月（10分の1）
厚生係長	減給1月（10分の1）	—	—

7. 徹底調査後の対応

(1) 元職員に対する返還請求

本件不正行為額については、民事法定利率（民法第404条）5パーセントを乗じた額を加算した上で元職員それぞれに対して返還請求を行った。

(i) A元主査 不正行為額 14,808,818円 + 遅延利息3,052,899円 = 17,861,717円

※ 返還請求額は、各年度の出納閉鎖日（5月31日）を起算日として、最終債務承認を行った平成29年11月6日までの期間に民事法定利率（民法第404条）5パーセントを乗じた額を加算したものである。なお、返済日までの年5パーセントの割合による利息を乗じた請求を行っているが、本書作成現在一切の返還が行われておらず、確実に返済されるよう（強制執行ができるよう）法的手続中である。

(ii) B元係長 不正行為額 12,751,548円 + 遅延利息1,022,930円 = 13,774,478円

※ 平成29年11月22日、遺族から全額納入済み。

なお、死亡（平成27年6月25日）直後に実兄を通じて不正金額の全額を返還するとの申し出があったが、その時点では調査途中であり不正行為の金額の確定ができていなかったことから、返還の申出を保留していた。返還請求額については、各年度の出納閉鎖日（5月31日）を起算日として、死亡直後に返還を申し出た遺族の意向を受け止め、市の判断により、実兄から返還の申出があった日までの期間に民事法定利率（民法第404条）5パーセントを乗じた額を加算したものである。

(2) 受給者への返還等

① 受給者等への返還金 5,657,239円（55世帯分）+ 遅延利息1,248,017円 = 6,905,256円

② 市への納付金 1,566,490円（149世帯分。生活保護法第63条の規定による返還金等、応急小口資金貸付金元利収入、市営住宅使用料及び水道料）

(3) 国庫負担金の精算

「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について（平成21年3月9日付け社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」に基づき、今年度会計において国庫負担割合の75パーセント相当額15,447,980円を精算（返還）することとしている。

(4) 再発防止検討委員会の再開

平成27年2月1日に設置した「生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会」を平成30年1月31日に再開し、外部委員参画の下、既の実施済みの再発防止策を含めた検討を行い、本報告書として取りまとめた。

8. 再発防止策に対する意見等

生活保護費の支給等事務については、生活保護法（昭和25年法律第144号）を柱とした法体系が形成されており、その中で、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）」において、“支給されるべき生活保護費は、生活困窮者世帯が最低限度の生活を維持するために必要な費用を積み上げたものであり、その費用は必ず実地調査し、正確に行わなければならない。”と規定されている。また、本市における出納事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく田辺市会計規則（平成17年田辺市規則第43号）において、“支出には根拠資料等の添付を要する”等の手続方法が定められており、当然、これには生活保護費の出納事務も含まれている。

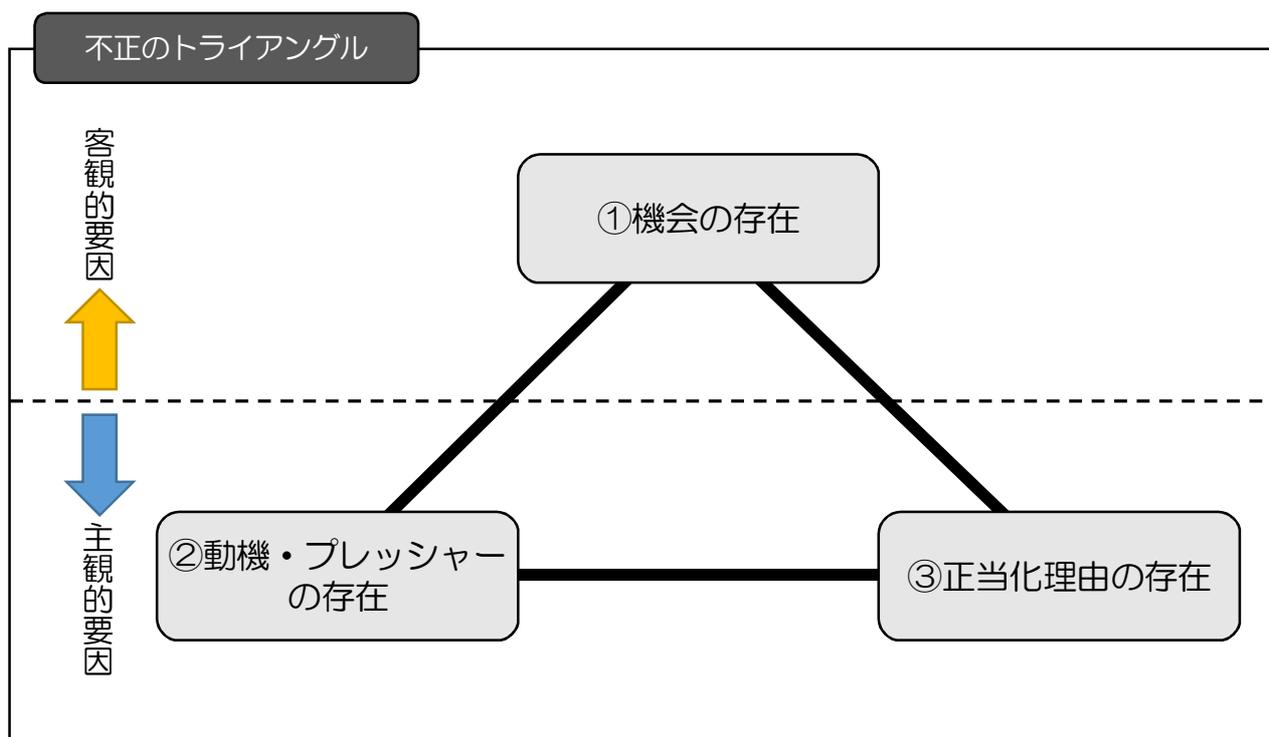
そうした中、本件不正事件は、不正を行った職員に公務員としての規範意識が欠如していたことに加え、現金の取扱いやシステムのせい弱さに危惧を抱く職員がいたにもかかわらず、長期にわたってこれらに定められた手続きによらずに生活保護費の出納事務が行われていた状況の下で起こった事件であった。

平成27年1月、福祉課では、元主査による不適正な事務処理に対する停職1月の懲戒処分をきっかけに、二度とこのような事件が起きないように全ての事務処理方法が見直され、生活保護費の支給等に係るマニュアルが作成されるとともに、職員に周知、徹底が図られてきた。また、その後においても、事務の更なる適正化を行うためにその都度必要な見直しが行われ、その結果、現行の事務処理手続フローに基づく事務処理が厳格に実施されている。さらに、同課内における上司と部下、また職員間で意思疎通が図れるよう様々な機会を利用してのコミュニケーションの充実を図り、より風通しの良い職場環境の醸成に努めている状況にあり、これらの取組によって職員の不正を防ぐことのできるシステムや体制が構築されているものと思われる。

しかしながら、これらのシステムや体制の下においても、職員のありとあらゆる不正行為を100パーセント防ぐことは難しく、いかに公務員としての規範意識を保持させていくかが最重要課題である。これには、公務員としての倫理向上のための研修を積み重ねるしか方法はなく、本件不正事件を過去の出来事として捉えず、未来永劫の教訓として、現職員のみならず今後採用される職員に対しても、決して他人事ではないという意識を持ち続けられるような、事例を踏まえた研修を継続していかなければならず、加えて、不祥事の未然防止の観点から、問題や悩み事を抱える職員が相談できるような環境や体制を充実する必要がある。

おわりに

本件のような不正・不適正な事務処理に対する防止対策を講じようとするとき、1950年代、米国の組織犯罪研究者であるドナルド・R・クレシーが体系化した「不正のトライアングル理論」に基づいて考えるのが有効である。この考え方は、不正は3つの不正リスク要因が全てそろわなければ不正行為に結びつくことはないというもので、不正リスク要因を次の①機会の存在・認識、②動機・プレッシャーの存在、③正当化理由の存在の3つに分類し、これらを排除でき得る防止策をいかにして講ずるかが重要となる。



① 不正を犯す機会の存在

ここにいう機会とは、不正を行おうとすればでき得る状況にあることを言い、重要な事務処理を一人に任せ、必要な相互牽制が行われていないといった管理上の不備（内部統制機能や内部監査機能の形骸化）が主な原因である。この内部統制や内部監査機能の脆弱化は、③の項にいう「悪いことをしてもばれないだろう」、「後で元に戻しておけば大丈夫」といった正当化のリスクを生じさせる可能性をはらんでいる。

② 不正を犯す動機・プレッシャーの存在

これは、実際に不正を行う際の心理的なきっかけを指すものである。例えば、上司や同僚に相談して問題が解決できれば不正を犯す動機が生じない、つまり、誰にも相談できる環境になく一人で抱え込んでしまうからこそ不正の動機が生じるのであって、言い換えれば、良好な職場環境

があり円滑なコミュニケーションが図られていれば、不正を犯す動機を生じさせることはないのである。

③ 不正を犯すために正当化する理由の存在

これは、自らの不正行為を自分自身が受け入れるための事前の納得を指すものである。誰もが有する良心のかしゃくを振り切って不正を犯すには、何らかの力によって背中を押してもらわなければならない。例えば、「自分は信頼されているから悪いことをしてもばれないだろう」、「後で元に戻して置けば大丈夫」、「自分は悪くない、悪いのは組織だ」、「自分は正しいのに理解されないのはおかしい」などという都合の良い解釈は、自らを正当化するものに他ならない。

一連の生活保護費に係る不適正な事務処理事件をこの「不正のトライアングル理論」に当てはめると、A元主査及びB元係長の公務員としての倫理観の欠如や公金の適正管理に対する認識の希薄化(主観的要因である不正リスク要因②・③の存在)に、組織としてのチェック体制や現金管理の体制の不備(客観的要因である不正リスク要因①の存在)等が原因となっているものであった。

現在、生活保護費の支給等の業務においては、既にその業務手順等の見直しが行われ、その上で、必要に応じた事務手続の見直しを図るなどの改善を行いながら再発防止対策を厳格に実施しており、これについては今後も継続して行っていく必要がある。このような見直しは、庁内全体、特に現金管理を取り扱う部署において、今一度、田辺市会計規則等の遵守を徹底するなど、公金管理体制の更なる強化に取り組むことが必要である(不正リスク要因①の排除)。

また、現実問題として、徹底的なチェック体制・管理体制の構築(不正リスク要因①の排除)を行ったとしても100パーセント完璧とはなることはなく、それが故に、公務員としてふさわしい倫理観や規範意識の醸成を図るために倫理研修を継続的に実施するなど、職員としての資質の向上や意識改革に努める(不正リスク要因③の排除)とともに、不正を生む原因となりうる事情を抱えていないかを把握するため、職員個人が抱える問題や悩み事を相談することのできる体制や環境を充実する必要がある(不正リスク要因②の排除)。

加えて、不正を生む職場の土壌を排除し、かつ、職務に精通する職員育成を図るため、長期にわたる人事配置や極端に早期の配置転換などを控え、これまで以上に適切な人事配置の実施が必要である。

市民から信頼される市政を一日でも早く取り戻すため、全職員一丸となって取り組んでいくことを促し、以上、生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会からの報告とする。

田辺市生活保護費不適正処理事件
再発防止検討委員会設置要綱

田辺市生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市職員による生活保護費不適正処理事件の掌握、原因究明及び再発防止策を検討するため、田辺市生活保護費不適正処理事件再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 生活保護費不適正処理事件の掌握及び原因究明に関すること。
- (2) 生活保護費不適正処理事件に係る再発防止策の提案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、財政課長及び会計管理者の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、識見を有する者の出席を求め、第2条に規定する事項に関する意見を聴くものとする。

(説明等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、生活保護費不適正処理事件の関係者の出席を求め、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

生活保護費支給手続関係根拠条文

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（第5条～第29条略）

（生活扶助の方法）

第30条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第1項但書の措置をとることができる。

第31条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第1項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第32条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

第33条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第30条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第55条第1項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第34条の2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第15条の2第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第5項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びそ

の事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第105条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

（出産扶助の方法）

第35条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第55条第1項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第34条第5項及び第6項の規定は、出産扶助について準用する。

（生業扶助の方法）

第36条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

（葬祭扶助の方法）

第37条 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

（保護の方法の特例）

第37条の2 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第31条第3項本文若しくは第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第31条第3項ただし書若しくは第5項、第32条第2項、第34条第6項（第34条の2第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第36条第3項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第2項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第129条第1項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

（第38条～第76条略）

(費用等の徴収)

第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がいるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者がいるときは、就労自立給付金を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第78条の2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第1項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

□生活保護法による保護の実施要領について

(昭和38年4月1日付け社発第246号各都道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知)

(第1～6略)

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実

地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

(第1項～第9項略)

10 特別基準の設定による費用

- (1) 特別基準の設定があったときは、その額のとおり計上すること。
- (2) 特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であって当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時的援助の有無について、あらためて調査すること。

オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならないよう厳に留意すること。

- (3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

ア 保護台帳

イ 保護決定調書

- ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

エ 計画書、見積書等

(ア) 障害者加算：障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）

(イ) 配電、水道、井戸または下水道設備費：設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(ウ) 敷金等：転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(エ) 住宅維持費：補修計画書、図面、写真、経費見積書

(オ) 生業費、技能修得費：生業（技能修得）計画書、経費見積書

(カ) 扶助費の重複支給：理由申立書、関係官署の証明書

(キ) 治療材料：医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

- (4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

◆調定

（調定の手続）

第16条 歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について令第154条第1項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目（以下「歳入科目」という。）ごとに調定決議書により決議しなければならない。この場合において、歳入科目が同一であって、同時に2人以上の納入義務者に係る調定をしようとするときは、その内訳を明らかにして当該調定の合計額をもって調定することができる。

2 調定の決議には、調定の根拠及び計算の基礎を明らかにした帳票類を添えなければならない。

（第3項略）

（調定の時期）

第17条 調定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入で納入の通知を発するもの 納期限の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入のうち申告納付又は納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
- (3) 随時の収入で納入の通知を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入で納入の通知を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。

（第2項～第4項略）

◆支出負担行為・支出命令

（支出負担行為の手続の特例）

第47条 次に掲げる経費に係る支出負担行為の手続は、支出命令の手続に併せて行うものとする。

- (1) 法第8章に規定する給与その他の給付及びこれらに類する経費
- (2) 光熱水費
- (3) 通信運搬費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支出決定のとき、又は請求のあったときに支出負担行為の整理を行う経費

（第48条～第49条略）

（支出負担行為として整理する時期等）

第50条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類（次項において「支出負担行為の整理区分」という。）は、別表第3に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる経費に係る支出負担行為の整理区分は、同表に定めるところによる。

別表第3（第50条関係）

支出負担行為整理区分（甲）

節区分等	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	摘要
（第1項～第19項略）				
20扶助費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書、内訳書	
（第21項～第28項略）				

（第51条～第54条略）

（支出命令）

第55条 支出の命令（以下「支出命令」という。）は、予算執行者が支出命令決議書を調製し、関係書類を添付して会計管理者に送付することにより行うものとする。

2 予算執行者は、支出命令をしようとするときは、法令、契約その他の関係書類に基づいて、次に掲げる事項を調査し、その内容が適正であることを確かめなければならない。

- (1) 予算の範囲内であるか。
- (2) 金額に違算がないか。
- (3) 支出をすべき時期が到来しているか。
- (4) 正当債権者であるか。
- (5) 必要な書類が整備されているか。
- (6) 支払金に関し時効が成立していないか。
- (7) 部分払又は前金払の金額が法令又はこの規則に規定する制限を超えていないか。
- (8) 会計及び年度の所属並びに歳出科目に誤りがないか。
- (9) その他法令又は支出負担行為の内容に適合しているか。

(第3項～第4項略)

◆請求書

(請求書による原則)

第57条 支出命令は、全て債権者からの請求書の提出を待ってこれを行わなければならない。

2 前項の請求書には、請求の内容及び計算の基礎を明らかにした明細の記載があり、債権者の押印がなければならない。この場合において、請求書が代表又は代理人名義のものであるときは、その資格権限の表示がなければならない。

(第3項～第5項略)

(請求書による原則の例外)

第58条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書の提出を待たないで支出命令を発することができる。

- (1) 報酬、給与及び賃金
- (2) 市債の元利償還金
- (3) 報償金及び賞賜金
- (4) 扶助費のうち金銭とする給付
- (5) 官公署の発する納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が申告納付する経費、請求書を徴し難いもので支払金額が確定している経費及びその性質上請求を要しない経費

2 前項の場合においては、同項第5号に掲げる経費を除くほか、それぞれ当該経費の計算の基礎を明らかにした内訳書を添付しなければならない。この場合において、債権者に支払うべき経費から次に掲げるものを控除すべきときは、当該控除すべき金額及び債権者が現に受けるべき金額を明示しなければならない。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく源泉徴収に係る所得税
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく特別徴収に係る県民税及び市民税
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済掛金及びその他の納入金
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく保険料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により控除すべきもの

◆資金前渡

(資金前渡できる経費)

第59条 令第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 保護、補導、更生援護等のために法令の規定により設置された施設の入所者の送迎に要する経費
- (2) 証人、参考人、立会人、講師その他これらに類する者に現金で支給することを必要とする費用弁償
- (3) 渡船料、通行料、車両借料及び駐車場使用料並びに車両燃料費
- (4) 賃金
- (5) 交際費
- (6) 福祉医療費給付金
- (7) 国民健康保険事業の出産育児一時金、葬祭費及び療養費
- (8) 本市の事業執行上生じた事故による損害に対する復旧、賠償、治療、見舞い等のため即時支払を要する経費
- (9) 研修会、講習会等の参加負担金その他これに類するもの

(資金前渡職員)

第60条 課等の長は、その所掌に係る歳出について、資金前渡の方法により支出するものがあるときは、あらかじめ資金前渡を受ける職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定しなければならない。

- 2 資金前渡職員は、市長が定めた職員でなければならない。
- 3 課等の長は、第1項の規定により資金前渡職員を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に合議しなければならない。

(第61条略)

(資金前渡の手續)

第62条 予算執行者は、資金前渡の方法により支出しようとするときは、その経費の算出の基礎を明らかにし、資金の科目別にこれをしなければならない。

(前渡資金の保管)

第63条 資金前渡職員は、交付された前渡資金をその支払が終わるまでの間、銀行その他確実な金融機関に預金して保管しなければならない。ただし、直ちに支払をする場合は、この限りでない。

- 2 資金前渡職員は、前項本文の規定による預金から生ずる利子を受け入れる都度、その旨を歳入徴収者に報告し、第16条の規定により調定の手続をしなければならない。

(前渡資金の支払)

第64条 資金前渡職員は、債権者から支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項を調査し、その支払の決定をしなければならない。

- (1) その請求は正当であるか。
 - (2) 資金の前渡の目的に適合しているか。
 - (3) その他必要な事項
- 2 資金前渡職員は、前渡資金の支払をしたときは、**領収書**を徴さなければならない。ただし、領収書を徴することができないものにあつては、支払証明書をもってこれに代えることができる。

(第65条略)

(前渡資金の精算)

第66条 資金前渡職員は、その管理に係る前渡資金について、次の各号に掲げる経費の区分ごとに、当該各号に定める期日までに、**精算書兼戻入決議書**を作成し、証拠書類を添えて予算執行者に精算の報告をしなければならない。

- (1) 常時の費用に係る経費 翌月の5日まで。ただし、電気の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費については、当該年度分の支払が終わった日から起算して5日以内とする。
- (2) 随時の費用に係る経費 支払の終わった日から起算して5日以内

(第2項～第3項略)

◆戻入決議

(過誤払金等の戻入)

第95条 予算執行者は、令第159条の規定により戻入すべきものがあるときは、**戻入決議書**又は**精算書兼戻入決議書**に戻入する旨及びその他必要事項を記載してこれを決議し、関係書類を添付して会計管理者に送付するとともに、速やかに返納すべき者に対し、返納通知書により通知しなければならない。

◆原本の原則

(原本による原則)

第99条 収入又は支出に係る証拠書（以下「証拠書」という。）は、原本でなければならない。ただし、原本を添付し難いときは、それぞれ歳入徴収者又は予算執行者の証明した謄本をもってこれに代えることができる。

(収入証拠書)

第100条 収入の証拠書は、次に掲げるものとする。

- (1) 調定決議書
- (2) 領収済通知書及びこれに相当する書類
- (3) 公金振替済通知書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、収入の原因となった書類

(支出証拠書)

第101条 支出の証拠書は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出負担行為決議書
- (2) 支出命令決議書
- (3) 戻入決議書及び精算書兼戻入決議書並びにこれらに係る返納済通知書
- (4) 歳出更正決議書
- (5) 契約書又は請書
- (6) 請求書
- (7) 検査又は検収調書。ただし、契約金額が50万円未満のもの又は会計管理者が別に定めるものについては、前号の請求書にその旨を記載することによって、これらの添付を省略することができる。
- (8) 領収書又はこれに代わるべき書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支出の原因となった事項を証明する書類

◆調 定

（歳入の調定及び納入の通知）

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

（第2項～第3項略）

◆資 金 前 渡

（資金前渡）

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- (1) 外国において支払をする経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (3) 船舶に属する経費
- (4) 給与その他の給付
- (5) 地方債の元利償還金
- (6) 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- (7) 報償金その他これに類する経費
- (8) 社会保険料
- (9) 官公署に対して支払う経費
- (10) 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費**
- (11) 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
- (12) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (13) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
- (14) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
- (15) 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- (16) 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
- (17) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

（第2項～第3項略）

